

リチウムイオン電池等の回収・再資源化に  
関する調査

結果報告書

令和7年6月

総務省行政評価局



## 前 書 き

近年、リチウムイオン電池等（リチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池をいう。以下同じ。）を使用した製品の増加・多様化に伴い、市区町村が回収する不燃ごみ等に混入したリチウムイオン電池等に起因した火災事故等が発生しており、ごみ処理が滞ることによる社会生活への影響、ごみを処理する体制そのものへの影響が懸念されている。

リチウムイオン電池等は、資源循環の観点から、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、製造事業者・輸入販売事業者（以下「製造事業者等」という。）に自主回収・再資源化の責務が課されている。また、リチウムイオン電池等を部品として使用する製品のうち、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）で定める29品目についても同様に製造事業者等に自主回収・再資源化の責務が課されている。一方、リチウムイオン電池等について、国による製造事業者等が行っている自主回収や再資源化の取組の状況把握や、市区町村による危険ごみ等としての回収の実施は一部にとどまっており、回収・再資源化の状況についての全体像は必ずしも明らかになっていない。

このような状況の中、経済産業省及び環境省では、リチウムイオン電池の発火防止対策や再資源化の促進のため、従前から必要な制度改正の検討に着手し必要な措置を講じ、引き続き制度改正の検討を継続している状況である。

本調査は、以上のような状況を踏まえ、関係機関によるリチウムイオン電池等の回収・処理等の取組実態を明らかにし、市区町村におけるリチウムイオン電池等に起因した火災事故等の減少及びリチウムイオン電池等の再資源化の推進を図る観点から、市区町村等における火災事故等の発生状況、リチウムイオン電池等の排出の周知・回収・処理等の取組実態を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

# 目 次

第1 調査の目的等 .....	1
第2 調査結果	
1 制度概要・調査の手法等 .....	2
2 リチウムイオン電池等に起因した火災事故等の発生状況 .....	22
3 リチウムイオン電池等の排出方法等の周知・回収・処理の状況	
(1) 市区町村における排出方法等の周知の状況 .....	30
(2) 市区町村における回収の状況 .....	43
(3) 市区町村における処理の状況 .....	71
(4) 製造事業者等における自主回収・再資源化の状況 .....	93
4 不燃ごみ等に混入したリチウムイオン電池等の状況（組成分析調査結果） .....	108
5 リチウムイオン電池等の回収施策の効果及び回収量・処分量の全国推計 .....	142